

# 防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案（概要）

防衛省

## 法案概要

一般職の国家公務員の給与改定に準じて防衛省職員の給与改定を行うもの

## 改定内容

### (1) 俸給表の改定

一般職の俸給改定に準じて、自衛隊教官俸給表及び自衛官俸給表の引下げ改定（初任給を中心とした若年層及び医師等である自衛官は据置き）

※ 事務官等の俸給の引下げは、一般職給与法の改正により自動的に改定

### (2) ボーナス（期末手当・勤勉手当）等の改定

一般職のボーナス改定に準じて、防大学生等のボーナス（期末手当）の支給月数の引下げ（現行年間 3.40月分 → 3.10月分）

※ 自衛官及び事務官等のボーナス（期末手当・勤勉手当）の支給月数の引下げは、一般職の改正により自動的に改定

- ・ 一般の職員 現行年間 4.50月分 → 4.15月分（▲0.35月分）
- ・ 指定職職員 現行年間 3.35月分 → 3.10月分（▲0.25月分）

※ 自宅に係る住居手当（新築・購入後5年間、月額2,500円の支給）の廃止は、一般職の改正により自動的に改定

### (3) その他

官民較差解消のための12月期の期末手当の減額調整についても、一般職と同様の措置を実施

## 実施時期等

公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）から施行

※ 本年12月ボーナスの引下げ等を行うため、当該手当の基準日（12月1日）前に公布が必要